◆京都の労働メールマガジン　　第12号◆

発行　2019年8月16日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策等の情報を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 学生の皆さんのアルバイトでの困りごとは「ブラックバイト相談窓口」で相談を！
2. 「京都府労働委員会」を御存知ですか？
3. 同一労働同一賃金ガイドラインへの対応に向けて「点検・検討マニュアル」で確認を！

【１】学生の皆さんのアルバイトでの困りごとは「ブラックバイト相談窓口」で相談を！

　京都府では、京都府労働相談所に「ブラックバイト相談窓口」を設け、学生等からのアルバイトをする上での困りごとの相談に、フリーダイヤル（0120-786-604　京都府内限定）等で応じています。

どんなことでも気軽に、早めに相談してください。

【相談の例】

* 「アルバイトに年次有給休暇はない」と言われた。
* 準備・後片付けの時間の賃金を払ってくれない。
* 相談なく一方的にシフトを変更された。
* 仕事中にうっかり食器を割ってしまったら、弁償するように言われた。
* 次の人を紹介するまで、やめられない。
* 勤務時間を延長されて、勉強と両立できない。

詳しくはこちら　<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/burakubaitosoudannmadoguti.html>

　なお、京都ブラックバイト対策協議会（京都労働局、京都府、京都市で構成）では、本年7月下旬に、「学生アルバイト等の適正な労働条件の確保」について、（一社）京都経営者協会をはじめとする経営者団体等に要請を行いました。

お問合せは、京都府　人材確保・労働政策課　電話075-414-5082

【２】「京都府労働委員会」を御存知ですか？

京都府労働委員会では、労働紛争の解決に向けたサポートや、労働組合からの不当労働行為の救済申立てに対する審査などを行っています。

中でも、「個別労働関係紛争のあっせん（個別あっせん）」は、労働トラブルが発生した場合に、京都府内の事業所で働く労働者又は府内の事業所の事業主からの申請に基づき、あっせん員が労使の間に入って双方の話し合いがまとまるようお手伝いする制度で、双方の歩み寄りを図り、トラブルが解決されるよう調整を行います。

労働条件などを巡るトラブル（解雇、賃下げ、配置転換、パワハラなど）について、自主的な解決が困難となった場合に御利用ください。簡単・無料、秘密厳守で早い解決が期待できます。なお、事前にお問合せをお願いします。

個別あっせんについて、詳しくはこちらを御覧ください。

・個別あっせんの特徴・流れ

　<http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/11000006.html>

・個別あっせんのよくある利用例

　<http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/1316652730539.html>

・個別あっせんの利用に関するＱ＆Ａ

<http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/kobetuqa.html>

・労働組合と使用者が当事者である労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）についてはこちら

　<http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/11000004.html>

・不当労働行為の救済についてはこちら

　<http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/11000008.html>

お問合せは、京都府労働委員会事務局　電話075-414-5732

【３】同一労働同一賃金ガイドラインへの対応に向けて「点検・検討マニュアル」で確認を！

-パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法が施行されます-

　「働き方改革関連法」によりパートタイム労働法が「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に改正され、2020年4月から（中小企業等については、2021年4月から）、正社員とパートタイム労働者、有期雇用労働者との不合理な待遇差が禁止されます。

　また、2020年4月1日から、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行され、正社員と派遣労働者との不合理な待遇差が禁止されます。

では、「不合理な待遇差」でないか判断するためには、誰と何について比較し、どのように判断すればいいでしょうか。検討はお済みですか？

　パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内において、正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者）との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止され、同一労働同一賃金ガイドライン（指針）では、どの様な待遇差が不合理に当たるかを例示しています。

厚生労働省では、同一労働同一賃金の実現のため、「同一労働同一賃金特集ページ」を設け、『同一労働同一賃金ガイドライン』『パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書』『不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル（業界共通編）』『職務評価を用いた基本給の点検・指導マニュアル』などを公表しています。

⇒ 同一労働同一賃金特集ページ

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

ガイドラインやマニュアルは「特集ページ」からダウンロードできます。

京都労働局　雇用環境・均等室では『パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組

手順書』『不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル（業界共通編）』を配布

しています。

また、多くのパートタイム・有期雇用労働者が働く次の業界については、業界別の『不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル』も公表していますので参考としてください。

・スーパーマーケット業

・食品製造業

・印刷業

・自動車部品製造業

・生活衛生業

・福祉業

・労働者派遣業

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03984.html>

お問合せは、京都労働局

パートタイム・有期雇用労働法については雇用環境・均等室　電話075-241-3212

　改正労働者派遣法については、職業安定部　需給調整事業課　電話075-241-3225

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。